

協定項目番号	19	合併協定項目名	国民健康保険事業の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
調整方針(案)	1 国民健康保険税については、国民健康保険事業が健全で円滑な運営を確保することができるよう、医療費等の動向を勘案し、その必要額を算出した上で、平成18年度から統一する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は現行のとおりとする。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		備考
賦課方式	4方式		4方式		4方式		
按分率	医療給付費分 所得割 7.00% 資産割 24.00% 均等割 27,000円 平等割 28,000円 介護納付金分 所得割 0.80% 資産割 3.70% 均等割 6,200円 平等割 4,000円		医療給付費分 所得割 5.00% 資産割 32.00% 均等割 27,000円 平等割 28,000円 介護納付金分 所得割 0.50% 資産割 3.95% 均等割 6,000円 平等割 3,300円		医療給付費分 所得割 6.20% 資産割 35.00% 均等割 27,000円 平等割 28,000円 介護納付金分 所得割 0.70% 資産割 4.00% 均等割 6,000円 平等割 3,600円		
限度額	医療給付費分 530,000円 介護納付金分 80,000円		医療給付費分 530,000円 介護納付金分 80,000円		医療給付費分 530,000円 介護納付金分 80,000円		
賦課期日	4月1日		4月1日		4月1日		
納期	年4回 1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		年4回 1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		年4回 1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		
軽減割合	(1) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(18,900円、19,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(4,340円、2,800円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき245,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(13,500円、14,000円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(3,100円、2,000円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき350,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(5,400円、5,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(1,240円、800円) 軽減		(1) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(18,900円、19,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(4,200円、2,310円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき245,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(13,500円、14,000円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(3,000円、1,650円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき350,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(5,400円、5,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(1,200円、660円) 軽減		(1) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(18,900円、19,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(4,200円、2,520円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき245,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(13,500円、14,000円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(3,000円、1,800円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき350,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(5,400円、5,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(1,200円、720円) 軽減		
減免	次の各号の一に該当する者のうち、市長において必要があると認めるもの (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (2) 天災その他特別の事由がある者		次の各号の一に該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1) 災害等により生活が著しく困難となった者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者 (3) その他特別の事情がある者		災害等により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められるもので町長が認める者		

協定項目番号	19	合併協定項目	国民健康保険事業の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	国保分科会
調整の方針(案)		<p>2 保健事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)一日人間ドック事業については、合併時に再編統一し、自己負担額については、新市において速やかに再編調整する。</p> <p>(2)ヘルスアップモデル事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3)その他の事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。</p> <p>3 成人病予防検診料助成事業については、合併時に廃止する。</p> <p>4 無受診世帯表彰事業については、合併時に廃止する。</p>					
		観音寺市	大野原町			豊浜町	
国民健康保険保健事業		<p>一日人間ドック</p> <p>対象者 1年以上国民年金保険へ加入している者</p> <p>年齢制限 40歳以上70歳未満</p> <p>自己負担額 10,000円</p> <p>11,000円(併せて子宮ガン検診を受ける場合)</p> <p>委託先 三豊総合病院</p> <p>ヘルスアップモデル事業</p> <p>観音寺市、山本町、大野原町、豊浜町、財田町による 共同事業</p> <p>その他の事業</p> <p>・健康啓発推進事業</p>	<p>ヘルスアップモデル事業</p> <p>観音寺市、山本町、大野原町、豊浜町、財田町による 共同事業</p>			<p>一日人間ドック</p> <p>対象者 国民年金保険へ加入している者</p> <p>年齢制限 35歳以上70歳未満</p> <p>自己負担額 4,000円</p> <p>5,000円(併せて子宮ガン検診を受ける場合)</p> <p>委託先 三豊総合病院 香川県総合検診協会</p> <p>ヘルスアップモデル事業</p> <p>観音寺市、山本町、大野原町、豊浜町、財田町による 共同事業</p> <p>その他の事業</p> <p>・健康講演会、高齢者アンケート、健康イベント等</p>	
成人病予防検診料助成事業			<p>成人病予防検診料助成</p> <p>助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん } 1,000円(40歳～69歳) ・子宮がん } 500円(70歳以上) <p>・尿酸検査(基本健康診査時) { 集団 350円 個別 250円</p>				
無受診世帯表彰事業		<p>無受診世帯表彰事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 前年度において、無受診世帯であって、国民健康保険税を完納している世帯 (併せて献血回数20回を超えた者を同時に表彰) ・方法 該当世帯に通知(引換券を同封)し、市役所窓口にて引換券と交換 ・記念品 商品券 一人当たり3,000円分 <p>無受診者記念品贈呈事業(老人医療無受診者推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 前年度(3月診療分～2月診療分)の間で、1度も受診していない老人保健対象者 ・方法 はがきにて案内し、窓口にて贈呈 ・記念品 商品券 一人当たり3,000円分 	<p>無受診世帯表彰事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 前年度まで無受診世帯であって、国民健康保険税を完納している世帯 ・方法 健康福祉まつりに合わせて案内状を送付 まつり会場にて表彰(3年継続世帯、4人以上被保険者世帯) ・記念品 粗品(予算の範囲内において) 			<p>無受診世帯表彰事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 前年度まで無受診世帯であって、国民健康保険税を完納している世帯 ・方法 該当世帯に通知し、窓口にて交付 ・記念品 商品券(納税金額に応じて) 	

協定項目番号	19	合併協定項目	国民健康保険事業の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	国保分科会
調整の方針（案）		5 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編統一する。 6 国民健康保険診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
国民健康保険運営協議会		国民健康保険運営協議会 ・委員構成 被保険者を代表する委員 5人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人 公益を代表する委員 5人 被用者保険等保険者を代表する委員 2人 合 計 17人 ・活動状況 定例会 年1回（2月）、その他必要があるとき	国民健康保険運営協議会 ・委員構成 被保険者を代表する委員 4人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 公益を代表する委員 4人 合 計 12人 ・活動状況 定例会 年2回（2月、6月） 視察研修（隔年）	国民健康保険運営協議会 ・委員構成 被保険者を代表する委員 3人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 公益を代表する委員 3人 合 計 9人 ・活動状況 定例会 年2回（2月、6月）			
国民健康保険診療所		観音寺市国民健康保険伊吹診療所 位置 観音寺市伊吹町986番地 診療所事務 対象 ・観音寺市国民健康保険被保険者 ・健康保険、船員保険の被保険者及びその被扶養者並びに法令により組織する共済組合の組合員及びその被扶養者並びに他市町村国民健康保険被保険者その他の者 内容 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療					
【先進地事例】 ・丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会（平成17年3月22日合併予定） 1 賦課方式及び納期については、現行のとおりとする。 …… 2 税率については、医療費の支出等からの試算を行った上で、平成18年度から統一する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度及び平成17年度は、それぞれ現行の税率による。 3 出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、合併時に5万円に統一する。							
・旭市・海上町・飯岡町・干潟町合併協議会（平成17年3月31日以前） 1 国民健康保険税については、合併年度の残存期間は現行どおりとし、合併の翌年度以降は、賦課方式、税率、課税限度額、納期について、新市の療養給付被等を推計し、必要額を算出したうえで統一する。ただし、急激な負担増にならないよう必要な措置を講じる。 …… 2 任意給付については、1市3町の現状を踏まえ、相違のあるものについては合併時まで調整するものとし、1市3町で相違のないものは、現行どおり新市に引き継ぐ。 3 短期人間ドック事業については、合併時まで調整する。 4 健康優良家庭表彰事業については、合併時まで調整する。 5 国民健康保険直営滝郷診療所の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。							
・島田市・太良町合併協議会（平成17年3月1日合併予定） 国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1 賦課方式、軽減割合は、現行のとおりとする。 …… 2 保険税率は、合併特例法第10条（不均一課税）の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く5年度間を上限に現行のとおりとし、その間、税率改定の必要が生じた場合は、新市の国民健康保険運営協議会で検討し、税率を調整する。 3 保険給付事業は、現行のとおり、新市へ引き継ぐ。 4 保健事業は、合併時に統一する。							